

中核市移行について

中核市移行の目的

市としての自主性・自律性を高め、
新たな権限を最大限に活用しながら、
地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供すること

中核市移行の効果

- ①市の実情を反映した条例等を整備し、まちづくりを行うことが可能になる。
- ②手続の迅速化、既存事業と新たな事業と連携等、行政サービスが向上する。
- ③地域の経済、文化、行政の中心的役割を担うことで都市のイメージが向上する。
- ④包括外部監査を実施することで行政の透明性が向上する。

中核市に移行後、都道府県から事務が移譲され、本市で実施する事務（主なもの）

民生行政	保健衛生行政	環境行政	都市計画・建設行政	文教行政	その他
<p><主な事務> ○母子寡婦等福祉資金貸付 ○小児慢性疾病医療費助成 ●幼保連携型認定こども園の設置認可、立入検査等 ●社会福祉施設設置許可、実地指導、施設整備補助</p> <p>◎児童相談所事務</p>	<p><主な事務> ●食品関係施設等営業許可、衛生指導検査、立入検査 ●負傷犬等の収容、治療、処分 ●薬局・診療所等開設許可 ●病院への立入検査 ●感染症対策 ○特定不妊治療医療費助成 ◎心の健康・難病相談</p>	<p><主な事務> ●産業廃棄物処理業の許可、取消し、指導 ●産業廃棄物排出事業者に対する規制、指導、不適正処理対策監視・指導・命令 ●大気汚染状況の常時監視</p>	<p><主な事務> ●屋外広告業を営もうとする者の登録の義務付け、必要な指導、助言、勧告 ●屋外広告物条例制定 ●サ高住事業の登録、指導</p>	<p><主な事務> ◎府費負担教職員の法定研修実施 ●重要文化財の現状変更等の許可</p>	<p>◎包括外部監査実施 ◎高度救助隊設置</p> <p>※上記2事務は、大阪府からの移譲ではなく、中核市に義務付けられる市独自事務</p>
約580事務 (児相除く) (うち約120移譲済)	約910事務 (うち約20移譲済)	約290事務 (うち約70移譲済)	約220事務 (うち約150移譲済)	約20事務	

中核市移行に伴い市で実施する事務の性質

- * ●印・・・民間施設の設置許可や民間事業の営業許可等の市民の自由な活動を制限して公共の目的を実現しようとする行政事務（規制行政）が中心となり多数を占める。
規制行政事務に関して、施設の設備・運営の基準条例を制定することになり、都道府県より基準の厳しい条例制定が可能となる（基準の緩和は特区制度によるため、市独自では実施できない）
- * ○印・・・規制行政を除けば市民への医療費助成等の行政事務（給付行政）が中心となる。
- * ◎印・・・規制行政・給付行政以外の事務

中核市移行に伴う市民サービス向上の方向性

- * 規制行政分野は府より規制を強化し、監視指導回数を増加させることにより、市民サービスが向上する。
(例) 食品関係施設、公衆浴場、旅館等の衛生業務関係施設への立入検査、指導回数を増やし、きめ細かい指導・助言を行うことで、市民を取り巻く衛生環境を改善する。
- * 都道府県基準では対応できない行政運営上の課題があれば、独自の基準を市独自条例に反映させることで、地域の実態に即した行政運営ができる。
(例) 中核市移行後は本市が民生委員の定数を定めることとなるため、地域の実情に応じて民生委員数を増員することで、市民生活に関する相談・援助体制の充実を図る。
- * 給付行政分野は法基準に加えて市で独自の上乗せ・横出し給付をすることで市民サービスが向上する。
(例) 特定不妊治療医療費助成事務について、現在原則1回15万円を上限としているが、20万円までに助成額を引き上げることで市民サービスを向上させる。

補足

- * 屋外広告物条例の制定について、本市は平成20年5月1日に景観法に基づく景観行政団体に移行しているため、本市において制定可能である。
- * 包括外部監査について、一般市でも実施可能であり、特別交付税（770万円）が措置される。（中核市移行前の八尾市・枚方市でも実施）
- * 高度救助隊について、資機材を整備すれば、現在の特別救助隊の編成のまま格上げが可能（中核市に移行しても高度救助隊設置に対しては国の財政措置はない）